

令和7年第1回農業委員会臨時総会 議事録

開催日時 令和7年4月1日（火） 午後1時45分～4時30分

開催場所 いちき串木野市役所 串木野庁舎 2階西側会議室

出席農業委員（11人）

会長	12番	岩	下	市	蔵
会長代理	11番	川	畑	千	秋
	2番	野	元	京	子
	3番	木	場	由	美子
	4番	樋ノ口	正	信	
	5番	古	賀	久	美子
	6番	久木山	純	広	
	7番	池	田	一	成
	8番	上迫田	薫		
	9番	外	蘭	健	蔵
	10番	池	田	善	之

出席農地利用最適化推進委員（2人）

串木野地区1	古	川	千	明
串木野地区2	藤	園	宗	男

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員（2番 野元 京子 委員 ・ 3番 木場 由美子 委員）

○ 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 議席の決定について
- 日程第3 議事録署名委員の指名について
- 日程第4 会長の互選について
- 日程第5 会長職務代理者の互選について
- 日程第6 議案第17号 いちき串木野市農地利用最適化推進委員の選任について
- 日程第7 いちき串木野市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式について

会議の概要

局長

臨時議長が決まるまでは、事務局で総会の進行を進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。それではただ今から、令和7年第1回いちき串木野市農業委員会臨時総会を開催いたします。本日の出席委員数について報告いたします。定数12人、現在数12人に対し、出席委員数11人で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

農業委員の任期満了による任命の後、最初の農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、市長が招集いたしました。そこで、議事に先立ちまして、中屋市長にごあいさつをいただきたいと思います。それでは、中屋市長よろしくお願いいたします。

市長

(いちき串木野市長あいさつ)

局長

ありがとうございました。中屋市長におかれましては、この後の公務の都合により、ここでご退席となりますのでご了承願います。中屋市長どうもありがとうございました。

(市長 退席)

局長

それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。会次第の2議事に入ります。

日程第1臨時議長の選出についてであります。

本日は、任期満了による任命の後、最初の総会のため、議長の職務を行われる方がいらっしゃいませんので、会長の互選が行われるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用いたしまして、出席委員の中で最年長者であります、川畑委員に臨時議長をお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

局長

それでは、川畑委員、議長席にお願い致します。

臨時議長

ただ今、ご指名により臨時議長に選出されました川畑でございます。これから、臨時に議長の職務を行います。議事の運営につきましては、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。それでは、議事日程に従い議事を進めて参ります。

日程第2議席の決定についてであります。現在お座りの席は年齢順による仮議席であります。農業委員会会議規則第8条の規定により議席はあらかじめ「くじ」で決めることになっております。事務局立会いのもと抽選を行い、議席番号を決定したいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長

異議ないようですので、抽選の方法についてお諮りいたします。抽選順を決めて議席番号を抽選する方法と、抽選順なしで議席番号を抽選する方法があります。どちらを採用いたしますか。

(「抽選順なしでいいと思います」と呼ぶ者あり)

臨時議長

それでは抽選順なしでいいというご意見がございますので、抽選順なしで議席番号の抽選をするという方法をいたします。ここで皆様にお諮りいたします。これまで、会長の議席は末尾議席、また、会長代理決定者の議席は11番となることが慣例となっております。よって、慣例に従い会長及び会長代理の互選を終えたあと、会長決定者と議席番号12番を引いた委員、会長代理決定者と議席番号11番を引いた委員は、議席を交代していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長

ご異議ありませんので、そのように取り扱うこととし、これから抽選を行います。事務局は、抽選の準備をお願いいたします。

局長

仮議席の順にくじを引いていただき、全ての議席が決まりましたら名札をお持ちの上、ご自分の席へ移動をお願いします。なお、本日1名欠席でございますので、余った番号を欠席者の番号といたしますので、ご了承ください。

(抽選)

臨時議長

議席番号が決定いたしました。確認するために、事務局より読み上げをお願いいたします。

松原主査

それでは、議席番号1番から名前を読み上げます。

1番 西 美 香 委員

2 番	野 元 京 子	委員
3 番	木 場 由美子	委員
4 番	川 畑 千 秋	委員
5 番	古 賀 久美子	委員
6 番	岩 下 市 蔵	委員
7 番	池 田 一 成	委員
8 番	上迫田 薫	委員
9 番	外 蘭 健 蔵	委員
1 0 番	池 田 善 之	委員
1 1 番	樋ノ口 正 信	委員
1 2 番	久木山 純 広	委員

以上でございます。

臨時議長

議席番号が決定いたしましたので、ここで委員の皆様は名札を一緒にお持ちの上、自分の席に移動をお願いします。

(委員自席へ移動)

臨時議長

なお、参考までに申し上げますが、今後総会における発言は、ご自身の議席番号をもって、発言くださるようお願いいたします。

次に、日程第3議事録署名委員の指名についてであります。臨時議長の私から指名して差し支えありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長

それでは、議席番号2番 野元委員、議席番号3番 木場委員にお願いいたします。

次に、日程第4会長の互選についてであります。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」ことになっております。それでは、会長の互選の方法について、事務局より説明をお願いいたします。

局長

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に定められている互選の解説では、「互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことを言います。全ての農業委員がこの選挙に参加する機会が与えられなければならない、一部の農業委員が除外して行われた互選は、無効と解されます。しかし、自ら互選を棄権する者が出た場合は、この限りではありません。また、互選は相互に選挙することであるから、投票によって行うのが原則です。この方法により会長を投票により決めていきたいと思います。得票数が同数であった場合は、

最多得票数者での決戦投票を行います。また、投票により会長が選出された場合は、会長の任務を引き受けていただくことになりますので、ご了承いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

臨時議長 ただ今事務局から説明がありましたとおり、会長の選出は投票により選出となります。投票についてお諮りします。投票による会長選出でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

外菌委員 すみません、1ついいですか。

臨時議長 はい、どうぞ。

外菌委員 選挙も大事なんでしょうけど、新人で入って来られた方が、そのメンバーの中でわかっていらっしゃる方と、全然わからない方もいらっしゃると思うんですよ。私としては、今まで委員になっていらっしゃる方から推薦させていただくことはできないかと思います。

臨時議長 それでは、どのようにして選出しましょうか。投票ということにするか、指名推薦ということにするか、ご意見はありますか。

樋ノ口委員 はい、いいですか。

臨時議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 無記名投票の方がいいんじゃないかと思っています。

臨時議長 ただ今、無記名投票でしたらどうかという意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

臨時議長 挙手多数と認めます。事務局は投票の準備をお願いいたします。ただ今の出席委員は11名であります。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱空きよ確認)

臨時議長 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。記載所を設けてありますので、ご使用願います。

(事務局、番号・氏名点呼、各委員投票。2番野元委員から、12番久木山委員まで投票。)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
開票を行います。開票立会人に、5番古賀委員、6番岩下委員を指名いたします。

(開票・点検)

臨時議長 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、これは先程の出席委員数に符合いたしております。そのうち有効投票 11 票、有効投票中、岩下委員 7 票、久木山委員 2 票、川畑委員 2 票、以上のとおりです。よって、岩下委員が会長に当選されました。ここで当選人のあいさつをお願いいたします。

岩下委員 (あいさつ)

臨時議長 ここで議席の交代のため、暫時休憩いたします。

局長 臨時議長の川畑委員、大変ご苦労様でした。自席へお戻りください。

(臨時議長退席)

局長 それでは新会長は議長席へご移動ください。

(新会長は議長席へ移動)

局長 これからの議事進行は、新会長にお願いします。

議長 それでは、会議を再開します。

次に日程第5会長職務代理者の互選についてであります。会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項、及び会議規則第17条の規定のより「会長を補佐し、会長が欠けた場合又は事故があるときは、その職務を代理すること」とされており、委員の互選により定めることとなっています。それでは、会長職務代理者の互選の方法ですが、会長選出と同様に、投票による選出でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数と認めます。事務局は投票の準備をお願いします。
ただ今の出席委員は11名であります。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱空き確認)

議長 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。記載所を設けてありますので、ご使用をお願いいたします。

(事務局、番号・氏名点呼、各委員投票。2番野元委員から、12番久木山委員まで投票。)

議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人に、7番池田一成委員と、8番上迫田委員を指名いたします。両委員の立会いをお願いいたします。

(開票・点検)

議長 投票の結果を報告します。投票総数 11 票、これは先程の出席委員数に符合いたしております。そのうち有効投票 11 票、有効投票中、川畑委員 6 票、久木山委員 3 票、木場委員 1 票、樋ノ口委員 1 票、以上のとおりであります。よって、川畑委員が会長職務代理者に当選されました。ここで当選者のあいさつをお願いいたします。

川畑委員 (あいさつ)

議長 ここで、議席の交代のため、暫時休憩いたします。

局長 会長及び会長職務代理者が決定致しましたので、議席番号決定の時にご協議頂きましたように、議席番号 11 番の委員の方は、会長職務代理者と議席の交代をお願い致します。

(暫時休憩)

議長 それでは、会議を再開いたします。
次に、日程第 6 議案第 17 号農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

局長 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項及びいちき串木野市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会総会で選任すること、同要綱第 8 条第 2 項の規定により、農業委員会は候補者に対し、選任結果を通知すること、また同要綱第 9 条の規定により、農業委員会は選任結果に基づき推進委員を委嘱することとなっております。従いまして、日程第 6 で農地利用最適化推進委員の選任を行い、任期を本日からとしたいということもありますので、直ちに選任結果の通知を行い、日程第 7 で委嘱状の交付式を行う日程でお願いしております。皆様方農業委員とは異なり、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任するもので、農地等の利用の最適化推進のため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから選任すること、また、各推進委員は担当区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものです。具体的な業務としては、地域計画等の地域の農業者等の話し合いの推進、農地の出し手・受け手へのアプローチを通じた農地利用の集積・集約化の推進、遊休

農地の発生防止と解消の推進等の現場活動を主に行うこととなっております。今回3月末の農業委員の任期満了とともに、農地利用最適化推進委員も任期満了となっております。農地利用最適化推進委員の決定及び委嘱につきましては、本日新たな農業委員会にて行うこととなりますが、任期を同時に終えることから、前期の農業委員会において、公募及び候補者選考を行うこととなったものであります。

推進委員につきましても、皆様方農業委員と同じく、昨年12月上旬から1か月の公募を行いました。委員の選考につきましては、公募に先立ちまして、農業委員会に農地利用最適化推進委員選考委員会を設置してあります。昨年11月から今年3月末にかけて、4回の選考委員会が開催され、協議、調整の上、議案にある農地利用最適化推進委員候補者の3名の方々が選考されたところでありますが、1名は取下げ願により欠員となっていることから、2名となります。この結果に基づき、事務局から提案致しております。よろしくご承認頂けますようお願い申し上げます。候補者の詳細等議案内容につきましては、松原主査から説明を致します。

松原主査

それではお配りしてあります総会資料の1ページをご覧ください。日程第6議案第17号いちき串木野市農地利用最適化推進委員の選任についてです。こちらの方に推進委員の方々の情報が載っております。

まず、藤園宗男さん72歳です。応募・推薦の別は個人からの推薦をいただいております、令和4年度から推進委員をしていただいております。次に古川千明さん72歳です。応募・推薦の別は個人からの推薦です。詳細については資料の3ページ、こちらが応募書類の写しとなっております。

(2～3ページ、農業経営の概況、応募理由を読み上げる)

続きまして5ページの資料をご覧ください。選任に関する資料ですが、先程局長から説明がされた内容になっております。次の6ページは農地利用最適化推進委員制度の概要と、7ページは市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱、こちらについても先程局長が説明されましたので割愛させていただきます。なお、各地区担当については、希望地区が重複しておりましたので、選考委員会の時に協議した結果、推進委員が承認、任命された後、推進委員2名で協議していただき決めるということで行いたいと思います。説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありました、日程第6議案第17号農地利用最適化推進委員の選任について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、日程第 6 議案第 17 号農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議ありませんので、原案のとおり農地利用最適化推進委員を選任し、委嘱することとします。

ここで選任された推進委員に通知の上、日程第 7 号農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行います。それでは準備のため、20 分間休憩といたします。再開を 14 時 50 分とします。

（暫時休憩・会場準備）

議長 それでは、会議を再開します。日程第 7 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を行います。農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。先程、総会におきまして、皆様方をいちき串木野市農地利用最適化推進委員に選任いたしました。

よって、ただ今から委嘱状の交付を行いたいと思います。推進委員の委嘱期間につきましては、農業委員会等に関する法律第 20 条の規定により、農業委員の任期満了の日まででございます。よって、本日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間となりますので、よろしくお願いいたします。事務局長が名前を順次呼びいたしますので、呼ばれた方は前方にお進みいただき、委嘱状をお受け取りください。

局長 それでは、会長は前方へお進みください。推進委員の方はご起立ください。

（会長は前方へ）

局長 それでは会長より、委嘱状を交付いたします。まず、古川千明様、前にお進みください。

会長 「委嘱状 古川千明様 あなたに いちき串木野市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱します 委嘱期間は令和 10 年 3 月 31 日までとします

令和 7 年 4 月 1 日 いちき串木野市農業委員会」よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

局長 次に、藤園宗男様、前にお進みください。

会長 「委嘱状 藤園宗男様 あなたに いちき串木野市農業委員会農地
利用最適化推進委員を委嘱します 委嘱期間は令和 10 年 3 月 31 日ま
でとします
令和 7 年 4 月 1 日 いちき串木野市農業委員会」 よろしくお願
いします。

(委嘱状交付)

局長 それでは、会長にごあいさつをお願いします。

会長 (会長あいさつ)

局長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の皆様、自席に
お戻りください。農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を終了いたし
ます。

議長 以上で、令和 7 年第 1 回いちき串木野市農業委員会臨時総会を終了
いたします。

議事録署名委員

• _____
• _____

